

日本弁護士連合会 配布資料

1. 国・自治体・福祉等

1-1	地方公共団体における法曹有資格者の常勤職員 (2019年12月1日現在・日弁連調べ)	P. 1
1-2	法律サービス展開本部自治体等連携センター関連のイベント等の開催状況について(2019年1月1日以降)	P. 5
1-3	行政連携のお品書きマップ (2019年12月1日現在・日弁連調べ)	P. 6
1-4	パンフレット「すべての児相に弁護士を」	P. 7

(2019年12月1日現在 日弁連調べ)

地方公共団体名		所属部署	人数(人)／うち任期付き ※注③	
1	弘前市(青森県)	経営戦略部	1	0
2	花巻市(岩手県)	総務課	2	2
3	山田町(岩手県)	建設課	1	1
4	宮城県	総務部私学文書課	1	1
		中央児童相談所	1	0
		合計	2	1
5	石巻市(宮城県)	総務部総務課	1	1
6	気仙沼市(宮城県)	総務部総務課	1	1
7	東松島市(宮城県)	総務部総務課	1	1
8	福島県	総務部文書法務課	1	1
9	相馬市(福島県)	企画政策部	1	1
10	南相馬市(福島県)	復興企画部被災者支援課	1	1
11	浪江町(福島県)	総務部総務課	1	1
12	茨城県	総務部	1	1
13	つくば市(茨城県)	市長公室	1	1
14	稲敷市(茨城県)	総務部総務課	1	1
15	栃木市(栃木県)	総務部総務課	1	1
16	小山市(栃木県)	総務部行政経営課	1	1
17	沼田市(群馬県)	総務部総務課	1	0
18	さいたま市(埼玉県)	総務局総務部法務・コンプライアンス課	1	0
19	川越市(埼玉県)	総務部総務課	2	2
20	所沢市(埼玉県)	総務部文書行政課	1	1
21	草加市(埼玉県)	総務部	1	1
22	千葉県	総務部政策法務課	2	1
		印旛土木事務所総務課	1	0
		合計	3	1
23	船橋市(千葉県)	総務部法務課	1	1
24	柏市(千葉県)	道路総務課	1	0
25	市原市(千葉県)	総務部総務課	1	1
26	流山市(千葉県)	総務部総務課政策法務室兼議会事務局	1	1
27	浦安市(千葉県)	総務部総務課	1	0
28	香取市(千葉県)	総務企画部総務課	1	1
29	東京都	総務局	8	3
		産業労働局	1	0
		労働委員会事務局	4	3
		水道局職員部	1	1
		合計	14	7
30	特別区人事・厚生事務組合(東京23区)	法務部	4	2
31	中央区(東京都)	総務部	1	1
32	文京区(東京都)	総務部総務課	2	1
33	大田区(東京都)	総務部	1	1
34	世田谷区(東京都)	総務部	1	1
35	中野区(東京都)	経営室	1	1
36	板橋区(東京都)		1	0
37	練馬区(東京都)	総務部	1	1
38	葛飾区(東京都)	総務部	1	1
39	江戸川区(東京都)	総務部	1	1
40	青梅市(東京都)	総務部	1	1
41	調布市(東京都)	総務部法制課	1	1
42	町田市(東京都)	総務部法制課	1	1
43	日野市(東京都)	総務部	1	1
44	国分寺市(東京都)	政策部	1	1
45	国立市(東京都)	政策経営部収納課兼行政管理部情報管理課	1	1
46	多摩市(東京都)	総務部	1	1
		総務部文書法制課	1	1
合計		2	2	
47	西東京市(東京都)	総務部総務法規課	1	1
48	神奈川県	教育委員会教育局支援部学校支援課	1	1
		政策局政策部政策法務課	2	0
		政策局政策部情報公開広聴課	1	0
		総務局財産経営部財産経営課	1	0
		総務局組織人材部人事課	1	0
		労働委員会事務局審査調整課	2	1
		教育局行政部行政課	1	0
		合計	9	2
49	横須賀市(神奈川県)	総務部総務課	1	1
50	鎌倉市(神奈川県)	総務部総務課	2	2
51	小田原市(神奈川県)	総務部総務課	1	1
52	茅ヶ崎市(神奈川県)	総務部文書法務課	2	2
53	逗子市(神奈川県)	総務部	1	0
54	厚木市(神奈川県)	総務部行政総務課	1	1
		教育委員会教育総務部教育総務課	1	1
合計		2	2	
55	新潟県	総務管理部法務文書課	1	1
56	新潟市(新潟県)	総務部	1	1
		総務部行政経営課(兼児童相談所)	2	2
		合計	3	3
57	富山市(富山県)	企画管理部職員研修所兼財務部債権管理対策課	1	1
58	加賀市(石川県)	総務部総務課	1	1
59	岐阜市(岐阜県)	行政部行政課	1	1
60	島田市(静岡県)	行政経営部経営管理課	1	0
61	富士市(静岡県)	総務部総務課	1	1
62	名古屋市長(愛知県)	児童福祉センター中央児童相談所	1	1
		西部児童相談所	1	1
		東部児童相談所	1	1
合計		3	3	

地方公共団体名	所属部署	人数(人)／うち任期付き ※注③
63 豊橋市(愛知県)	総務部行政課	1 / 1
64 岡崎市(愛知県)	総務部総務文書課	2 / 2
65 春日井市(愛知県)	総務部総務課	2 / 2
66 豊田市(愛知県)	総務部法務課	2 / 1
67 小牧市(愛知県)	総務部総務課	1 / 1
68 長久手市(愛知県)	総務部行政課	1 / 1
69 三重県	総務部法務文書課	1 / 1
70 四日市市(三重県)	総務部総務課	1 / 1
71 松阪市(三重県)	総務部債権回収対策課	1 / 1
72 桑名市(三重県)	総務部	1 / 1
73 名張市(三重県)	総務部	1 / 1
74 志摩市(三重県)	政策推進部総合政策課	1 / 1
75 伊賀市(三重県)	総務部	1 / 1
76 南伊勢町(三重県)	総務課	1 / 1
77 福知山市(京都府)	市民総務部総務課	1 / 1
78 大阪市(大阪府)	総務局行政部行政課	4 / 0
	福祉局生活福祉部保険年金課	2 / 2
	合計	6 / 2
79 堺市(大阪府)	総務局行政部法制文書課	2 / 1
80 高槻市(大阪府)	法務課	1 / 0
81 茨木市(大阪府)	総務部政策法務課	1 / 1
82 泉佐野市(大阪府)	総務部総務課	1 / 1
83 河内長野市(大阪府)	総務部総務課	1 / 1
84 松原市(大阪府)	総務部政策法務課	1 / 1
85 四條畷市(大阪府)	総務部総務課	1 / 1
86 交野市(大阪府)	総務部総務課	1 / 1
87 兵庫県	企画県民部管理局職員課	1 / 0
88 神戸市(兵庫県)	神戸市こども家庭局こども家庭センター	1 / 1
89 姫路市(兵庫県)	総務局総務部行政課	2 / 2
90 明石市(兵庫県)	政策局市長室	3 / 0
	政策局市民相談室	1 / 0
	総務局総務管理室	1 / 1
	福祉局子育て支援室	2 / 2
	福祉局生活支援室	1 / 0
	教育委員会事務局	2 / 0
	合計	10 / 3
91 伊丹市(兵庫県)	総務部法務室	1 / 1
92 篠山市(兵庫県)	総務部総務課	1 / 1
93 朝来市(兵庫県)	総務部総務課	1 / 1
94 奈良市(奈良県)	総務部	1 / 1
	総務部法務ガバナンス課	2 / 2
	合計	3 / 3
95 和歌山県	子ども・女性・障害者センター	1 / 0
96 和歌山市(和歌山県)	総務局総務部総務課	1 / 1
97 松江市(島根県)	総務部総務課	1 / 1
98 岡山市(岡山県)	総務局総務法制企画課	1 / 0
99 備前市(岡山県)	総合政策部総務課	1 / 1
100 赤磐市(岡山県)	総合政策部秘書企画課	1 / 1
101 早島町(岡山県)	総務課	1 / 1
102 福山市(広島県)	総務局総務部総務課	2 / 2
103 東広島市(広島県)	総務部総務課	1 / 1
104 山口県	総務部学事文書課	1 / 1
105 長門市(山口県)	企画総務部総務課	1 / 0
106 阿南市(徳島県)	総務部総務課法令室	1 / 1
107 高松市(香川県)	総務局コンプライアンス推進課	1 / 1
108 福岡県	福岡児童相談所	1 / 1
109 北九州市(福岡県)	総務局総務部	1 / 1
110 福岡市(福岡県)	こども未来局こども総合相談センターこども緊急支援課	1 / 0
111 久留米市(福岡県)	総務部総務課	1 / 1
112 直方市(福岡県)	市民部健康福祉課	1 / 1
	総合政策部市政戦略室	1 / 1
	合計	2 / 2
113 古賀市(福岡県)	総務部総務課	2 / 1
114 糸島市(福岡県)	総務部総務課	1 / 1
115 長崎県	総務部総務文書課	1 / 1
116 長崎市(長崎県)	総務部総務課	1 / 1
117 熊本市(熊本県)	総務局行政管理部法制課	3 / 2
	財政局財務部債権管理課	1 / 0
	病院局	1 / 0
	合計	5 / 2
118 大分県	教育庁教育改革・企画課	1 / 0
119 宮崎市(宮崎県)	総務部総務法制課	1 / 0
120 小林市(宮崎県)	総務部	1 / 1
121 鹿児島市(鹿児島県)	総務局総務部総務課	1 / 1
122 霧島市(鹿児島県)	総務部総務課	1 / 1
123 南さつま市(鹿児島県)	総務企画部	1 / 1
<自治体数 計 123>		
総 計		189 / 136

【注】※注①：日弁連の地方公共団体へのアンケート・独自の聞き取り等による調査により得られた、任期付職員及び任期の定めのない職員の数。
 ※注②：内訳は、弁護士登録者(127名)、登録取消者(42名)及び司法修習終了後の未登録者(19名)である。
 ※注③：人数欄の右側の数値は、任期付職員の数(内数)である。

地方公共団体における常勤職員の採用実績の推移※注①

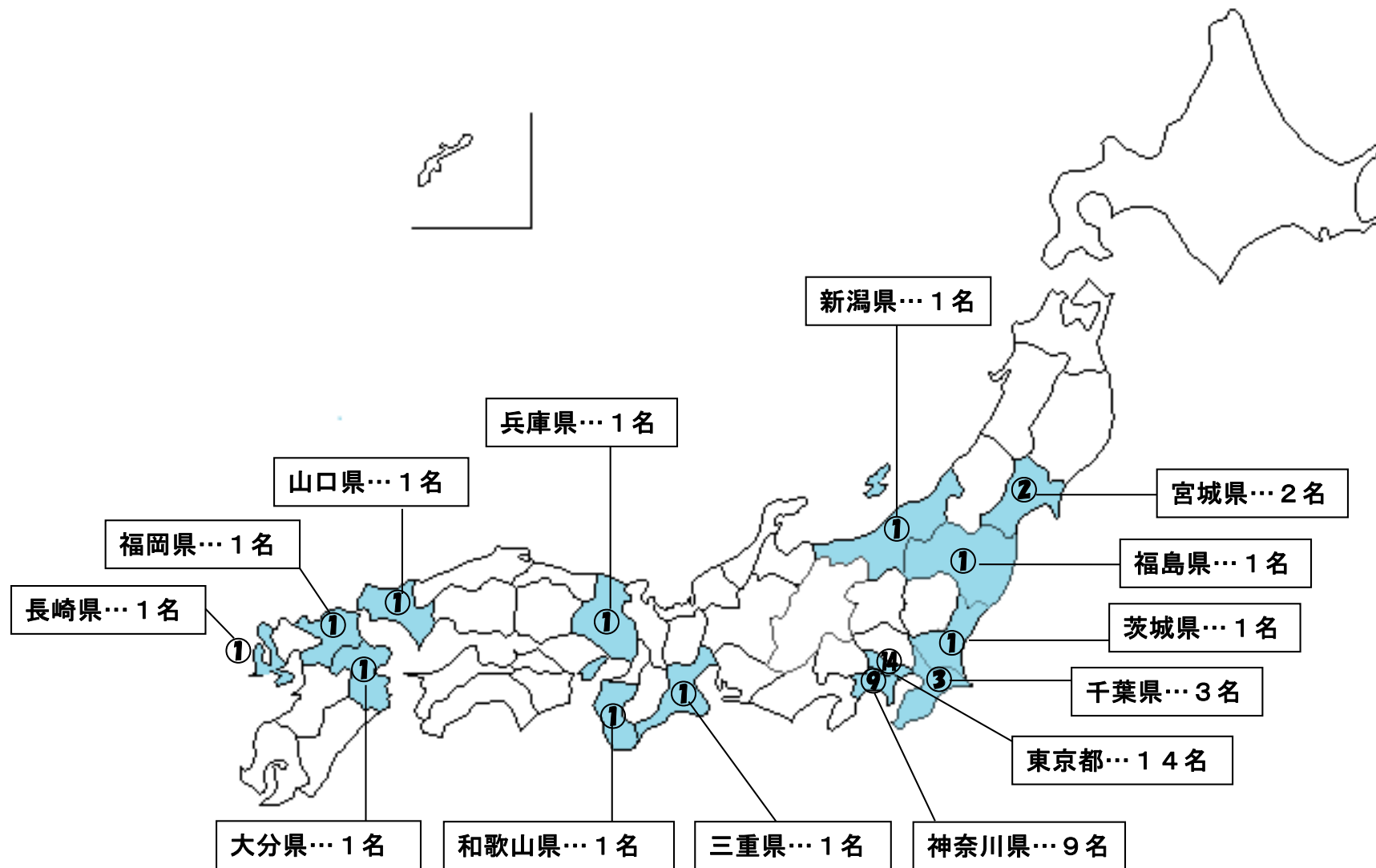
(2019年12月1日現在 日弁連調べ)

年度		
2017	・福島県:1・東京都:1・中野区:1・練馬区:1・多摩市:1・厚木市:1・交野市:1・姫路市:1・明石市:1・福山市:1・福岡県:1・北九州市:1・古賀市:1・熊本市:2・神奈川県:4・加賀市:1・川越市:1・松原市:1・和歌山市:1・松江市:2・直方市:2・早島町:1・福敷市:1・中央区:1・花巻市:1・柏市:1・桑名市:1	33
2018	・富士市:1・小山市:1・名古屋:1・福山市:1・朝来市:1・神奈川県:2・香取市:1・江戸川区:1・世田谷区:1・君津市:1・小牧市:1・新潟市:2・文京区:1・東京都:1・堺市:1・長久手市:1・伊賀市:1・篠山市:1・春日井市:1・茅ヶ崎市:1・四條畷市:1・茨城県:1・久留米市:1	25
2019	・熊本市:2・明石市:3・岡崎市:1・霧島市:1・鎌倉市:1・小田原市:1・川越市:1・神奈川県:2・福知山市:1・東京都:2・志摩市:1・横須賀市:1・神戸市:1・多摩市:1・日野市:1	20

【注】※注①：各年度において新規に採用された人数で、任期付職員及び任期の定めのない職員の数である。

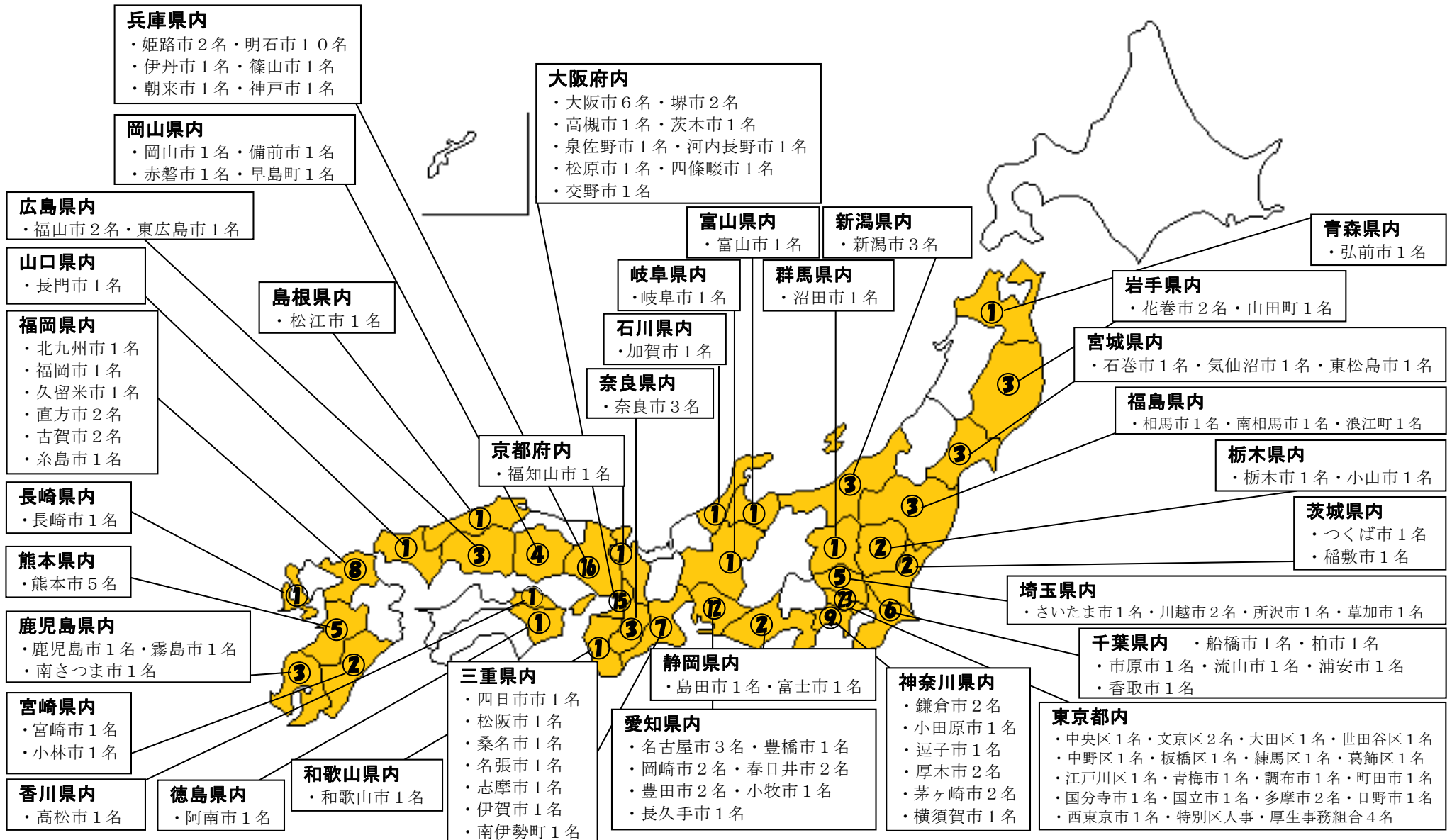
法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県

(2019年12月現在, 日弁連調べ ※14都県において38名在籍(うち18名任期付職員))



法曹有資格者を常勤職員として採用している市区町村

(2019年12月現在、日弁連調べ ※109市区町村(一部事務組合含む)において151名在籍(うち118名任期付職員))

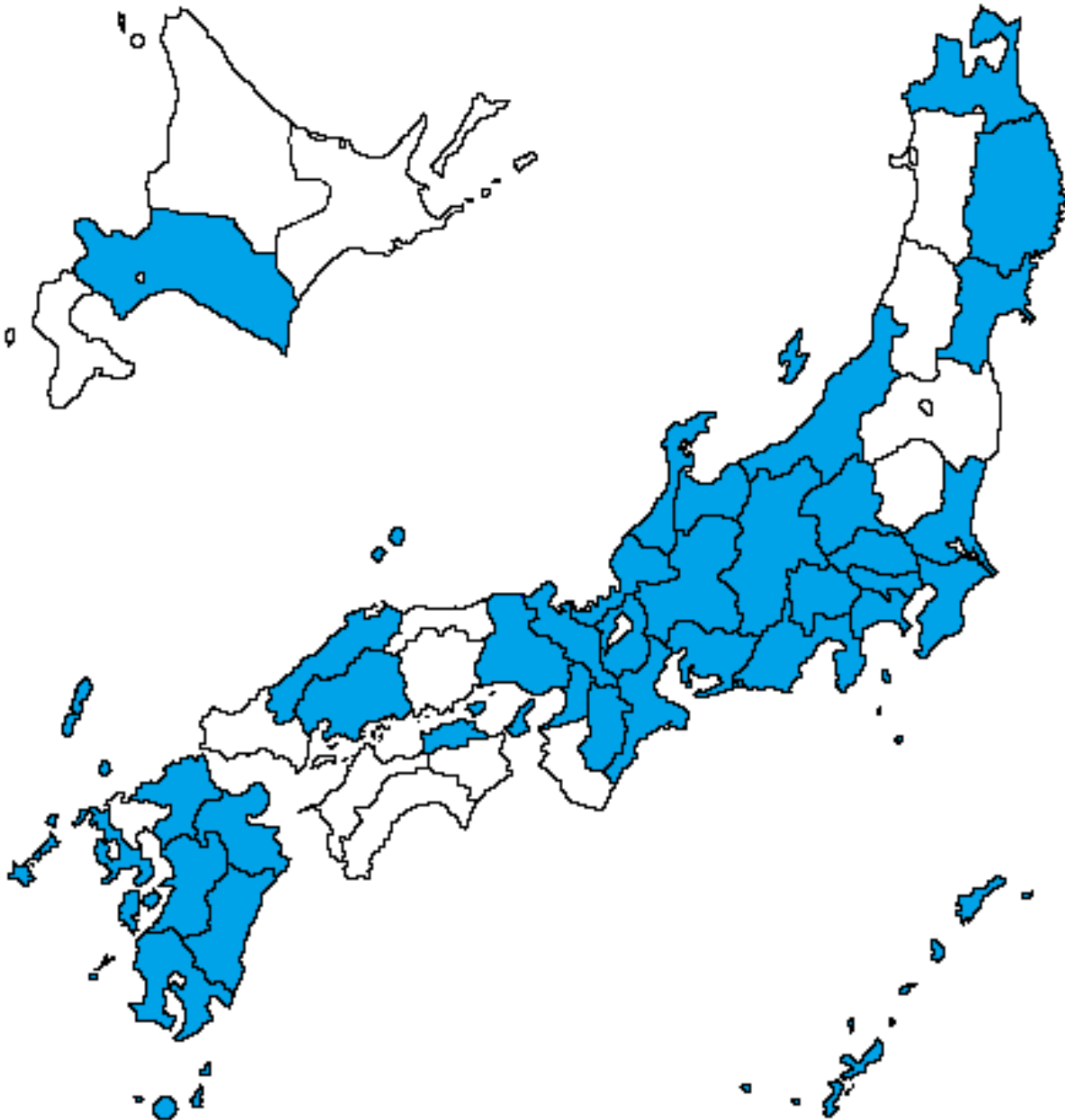


法律サービス展開本部関連のイベント等の開催状況について(2019/1/1～)

■自治体等連携センター関連

開催日	イベント名	会場	備考
2019年2月14日	シンポジウム「弁護士の活動領域の拡大と深化～組織内弁護士のあり方を軸として～」*3センター合同企画	東京	東京三弁護士会共催 法務省, 経済産業省 後援
2月22日	セミナー「公文書管理のあるべき姿」	東京	日弁連法務研究財団・日弁連主催
2月28日	公金の債権回収業務に関する法務研修	京都	総務省・京都弁護士会主催 日弁連共催
3月2日・16日	自治体内弁護士等経験交流会	東京・大阪	大阪弁護士会共催
4月17日	セミナー「SDGsと自治体の公共事業」	東京	日弁連法務研究財団 共催
5月27日	研修会「法化社会における弁護士の地方議会とのかかわり」	東京	
6月4日	横須賀市・赤磐市合同採用説明会	東京	
6月7日	包括外部監査人等経験交流会	福岡県	福岡県弁護士会・九州 弁護士会連合会共 催
6月17日	第2回自治立法に関する総合研修①	東京 全国	
6月24日	第2回自治立法に関する総合研修②	東京 全国	
8月2日	公金の債権回収業務に関する法務研修	広島	総務省・広島弁護士 会主催
8月21日	明石市採用説明会	東京	
8月27日	明石市採用説明会	大阪	
9月7日	第21回弁護士業務改革シンポジウム [第9分科会]公金債権管理における弁護士の関与と福祉的配慮	京都	
10月14日	東京三会修習生就職合同説明会	東京	東京三会主催
10月21日	シンポジウム「自治体に求められる内部統制のあり方について～住民に信頼される地方行政を目指して～」	大阪	大阪, 近弁連共催 (予定)
10月29日	総務省との勉強会	東京	
10月30日	自治体内弁護士を目指す! キャリアアップセミナー	東京	
11月6日	自治体内弁護士に関するセミナー	東京	早稲田大学大学院法 務研究科共催
11月13日	自治体の監査委員等経験交流会(第2回)	東京	
11月26日	自治体内弁護士に関するセミナー	東京	中央大学法科大学院 共催
11月27日	所有者不明土地等問題シンポジウム	愛知	愛知県弁護士会主催
11月27日	2019年度福祉分野の法律サービスの展開に関する関連 委員会意見交換会	東京	
1月31日	公金の債権回収業務に関する法務研修	鹿児島	総務省・鹿児島県弁 護士会主催
2月15日	自治体内弁護士等経験交流会	大阪	大阪弁護士会共催
3月7日		東京	

行政連携のお品書きマップ（2019年12月1日現在）



○お品書き又はそれに類するものが完成している弁護士会・・・・・・・・・・36弁護士会
東京・第二東京・神奈川県・埼玉・千葉県・茨城県・群馬・静岡県・山梨県・長野県・
新潟県・大阪・京都・兵庫県・奈良・滋賀・愛知県・三重・岐阜県・福井・金沢・富山県・
広島・島根県・福岡県・長崎県・大分県・熊本県・鹿児島県・宮崎県・沖縄・仙台・岩手・
青森県・札幌・香川県

すべての児相に 弁護士を

子どもの福祉の現場で法的対応能力の
向上が求められています。

児童相談所で働く弁護士の活動を紹介します。



日本弁護士連合会

児童相談所の役割とは

児童相談所は、都道府県や一部の市に設置されている児童福祉の専門機関です。

近年、児童虐待が深刻化していますが、児童相談所は、子どもを保護する権限や家屋等に立ち入って調査する権限など、様々な法的権限を駆使して子どもを守っています。深刻なケースでは、親と対立してでも、子どもを里親に委託したり、児童養護施設などの児童福祉施設に入所させるなどの処分を行って、親子を分離することもあります。

また、児童相談所は、子どもの援助方針を決定するに当たって、様々な法律問題に直面することも少なくありません。子どもの国籍や在留資格が問題となるケース、親の離婚などが絡むケース、刑事事件に発展するケースなどもあります。

児童相談所における弁護士のニーズは、年々高まっています。

高まる弁護士配置のニーズ

2016年（平成28年）、児童福祉法が改正され、12条3項で、都道府県は児童相談所の業務のうち「法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする」との規定がなされ、全ての児童相談所に弁護士配置が義務化されました。

一部の児童相談所では、20年近くにわたり弁護士との連携を強めてきていますし、弁護士を常勤職員として配置している児童相談所も数か所あります。このような児童相談所と弁護士の長年にわたる連携の実績が、児童相談所に弁護士配置が欠

かせないとの認識を高め、今般の法改正につながったものといえるでしょう。

なお、児童福祉法12条3項が規定する弁護士の「配置」には常勤だけでなく非常勤を含み、「これに準ずる措置」は「配置」に準ずる程度の児童相談所と弁護士の関わり（契約関係等）をいうものと解されます。全国で、各地の実情に応じて、様々な形で弁護士が児童相談所と連携して働いています。

日弁連は、この法改正を機に、全国的に児童相談所と弁護士の連携がより一層深まるように努め、児童虐待防止に貢献したいと考えています。



児童相談所における弁護士の活動

各地の児童相談所に、様々な勤務形態で働く弁護士がいます。その活動ぶりを見てみましょう。



東京都の例 ◆ 非常勤・契約

中村 仁志 弁護士（第二東京弁護士会所属）

私は、東京都児童相談センターで非常勤弁護士として勤務しています。東京都では、都内 11 の児童相談所に各 1 名の非常勤弁護士が配置され、月 2 回、出勤しているほか、児童相談所協力弁護士が登録されて

おり、副担当として非常勤弁護士のサポートなどを行っています。

副担当は、非常勤弁護士を支えつつ関係法令や児童相談所実務を学ぶことにより、いずれは非常勤弁護士を担えるようになることが期待されています（非常勤弁護士は、概ね 4 年程度で交替）。また、非常勤弁護士経験者が副担当になることもありますが、こちらは現役の非常勤弁護士にとって頼りになる存在です。このように、ベテランから若手まで、多くの弁護士が継続的に関与することで、児童相談所を支援できる弁護士層を厚くしています。非常勤弁護士も副担当も、クローズドのメーリングリストに参加し、お互いに質問したり、経験を共有したりしています。

非常勤弁護士も副担当も、出勤したときだけでなく、随時、電話や電子メール、ファックス等による相談も受け付けて対応しています。出勤したときの業務例としては、援助方針会議など参加して助言をしたり、それぞれの児童福祉司から担当するケースに関する法律相談に応じたりします。親権制限や児童福祉法 28 条などの裁判手続において児童相談所長の代理人を務めることもあります。

児童相談所の非常勤弁護士を務めてみると、普段一般民事事件では馴染みの薄い、親権停止や特別養子縁組、無戸籍者の問題や、国籍や在留資格に関する問題などの相談が多数あります。ですから、私は、相談のたびに文献に当たったり、他の非常勤弁護士や副担当と相談したりして対応しています。また、日頃から子どもの福祉のために奮闘している児童福祉司の助けになればと、積極的に児童福祉司との交流を図っているところです。

広島県の例 ◆ 非常勤

木曾 久美子 弁護士（広島弁護士会所属）

私は、2016 年 8 月から広島県東部こども家庭センター（児童相談所）において非常勤の法務専門員という立場で勤



ケース会議の様子（再現）

務しています。広島県は、非常勤という立場で弁護士を雇用していますが、月20日、1日6時間あまりの勤務時間があり、実質的には常勤的に勤務を行っている状況です。私の主な業務は、親権の停止・喪失や、施設入所の承認、未成年後見人選任などの家庭裁判所への申立書の作成、期日への出席、職員からの法律相談への対応、保護者に対する法的な手続の説明などです。児童相談所は、本来児童にまつわる様々な相談を受ける機関ですが、現在、児童相談所で勤務している弁護士が関わるケースの多くは、児童虐待が懸念され、児童相談所が強制的に家庭に介入して児童を保護し、その後児童の施設入所が想定され得るケースです。このようなケースにおいて、憤りと不安を抱えた保護者は関係機関に様々な主張を申し立てることがあり、対立関係に陥った保護者の主張に関係機関が引っ張られてしまい、問題の解決が困難になる場面もあります。しかしながら、法律的な観点から保護者の主張を整理することで、関係機関がやるべき課題が明確になることもあります。弁護士が児童相談所で勤務することで、児童相談所だけでなく関係機関をバックアップすることもでき、より迅速な児童の保護につながっていると感じているところです。

児童相談所は、保護者との対立が先鋭化しがちであり、厳しい業務が多い職場ですが、その分チームプレーに長けており、所長以下一丸となって児童の安心、安全な生活の確保に向けて日々熱意をもって勤務することができ、法律事務所での勤務とはまた違った興味深さがあります。是非たくさんの弁護士に児童相談所において活躍していただきたいと思います。

愛知県の例 ◆ 契約

高橋 直紹 弁護士(愛知県弁護士会所属)

愛知県弁護士会では、1997年(平成9年)に、児童虐待防止活動を担う弁護士有志が集まって「子どもサポート弁護士団」を結成しました。結成当初は、児童相談所を支援することもありましたが、むしろ、なかなか児童相談所が積極的に動いてくれない場合に、保健所など他の機関とともに、外から児童相談所に働きかけるという活動も少なくありませんでした。

2003年(平成15年)には愛知県との間で、2004年(平成16年)には名古屋市との間で、児童相談所が扱う児童虐待相談の法律上の問題等について、専門的立場から相談・意見・助言等を行うことを目的とする業務委託契約を締結しました(名古屋市は2015年度まで)。それ以降、弁護士団は各児童相談所に2～3名の弁護士を派遣し、定期相談のほか、ケースに応じて随時に相談等を行っています。裁判手続となる場合や緊急時には、児童相談所の担当弁護士だけでなく、弁護士団の他の弁護士も対応することがあります。

私たちの特徴は、児童相談所の中で勤務する組織内弁護士としてではなく、児童相談所の外にいる専門家として活動している点にあります。その意味で、児童相談



弁護士会議の様子(再現)

所とは一定の緊張関係を持ちつつ、しかし強い連携も保っています。常勤弁護士と比較すると児童相談所職員と接する時間は少ないですが、組織の論理にとらわれず、もっぱら子どもの最善の利益の観点から考え、関わる事ができるという利点があると考えています。また、弁護団として委託を受けているので、多くの弁護士とともに対応できるため、個々の弁護士の負担も軽減できています。さらに、弁護団会議を開いたり、合宿を企画したりして、各弁護士の専門性の向上や若手の育成も行っており、経験の承継というメリットもあると考えています。

和歌山県の例 ◆ 常勤

土居 聡 弁護士 (和歌山弁護士会所属)

私は、和歌山県の児童相談所で常勤弁護士として働いています。

児童相談所は、子どもや保護者を幸せにするための仕事をしています。家庭内で保護者から子どもに対して不適切なかわりがあった場合に、そのかわり方を改善する方法を一緒に考えたり、子どもの生活が不規則になっている場合に生活サイクルを改善してもらうために一時保護したりします。ここではたくさんの専門職がチームを組み、協働して子どもや保護者を支援しています。

常勤弁護士は、そのチームの一員です。常勤弁護士の仕事の中心は、他の専門職と一緒に、「子どもや保護者が幸せになる方法を考える」ということに尽きます。児童福祉司や児童心理司、医師や保健師などと協働しながら、一つの家庭について幸せを追求する中で、職員に対して的確に法的アドバイスをしたり、保護者に対して児童相談所の考えを伝える役割を担ったりするときもあります。

近年、児童相談所の法的権限がますます拡大されてきています。児童相談所内からも弁護士をチームの一員に迎えたいという声が聞かれるようになりました。その背景には、児童相談所内に、法律に精通している人材が不足しているために、適宜

にその権限を行使できていないという問題があります。時には子どもの生命や身体の安全・安心を守るために、躊躇なく法的権限を行使しなければならない場面もありますし、逆にその強力さゆえに、その権限を逸脱・濫用しないように注視しておく必要もあります。そのような判断ができるのは、法律に精通した弁護士以外にありません。

あなたの力を、子どもや保護者を幸せにするために使ってみませんか。



ケース会議の様子 (再現)



児童相談所における 法的対応力の強化

名古屋市中央児童相談所長

渡邊 佐知子 様



全国の児童相談所における児童虐待対応件数が増加を続ける中で、平成 28 年、29 年に児童福祉法等が大幅に改正され、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られています。

児童相談所の権限が強まる中で常勤弁護士の配置が義務付けられ、平成 30 年度からは、家裁による一時保護の審査など司法関与の強化が図られています。

児童相談所では、子どもの安全を守るため一時保護や立入調査、臨検・搜索等の強力な行政権限を法に基づき迅速・適正に行使する必要があります。また、子どもの最善の利益のために、親権者の意に反する施設入所措置や親権喪失等の親権制限、未成年後見人選任請求、刑事告訴の支援など法的に難しい対応を要する事案が増えています。

児童相談所の専門性を高める上で、「法的対応力」の強化は不可欠であり、名古屋市では平成 27 年度から常勤弁護士を配置しています。これは愛知県弁護士会を中心とする「子どもサポート弁護団」との 10 年以上にわたる業務委託契約の中で培われた信頼関係があったからこそであり、今後も協定書に基づいて連携を深めていきたいと考えています。

常勤弁護士がいることで、①一時保護の現場に同行し、保護者や子ども、関係機関への法的根拠を丁寧に説明することができ、その後の支援が円滑に進むこと。②日常的に法律相談や研修を受けることで、職員の安心感とスキルが高まること。③相談受理から援助方針の決定まで一貫して関わることで、調査や面接、記録の書き方など早い段階から法的措置を見すえた対応ができるようになっていきます。常勤弁護士や弁護団の先生方とともに、組織のリーガルセンスを高め、客観的な事実に基づき、子どもの視点から問題を整理し、適切に権限行使をすることで、子どもの最善の利益を実現していきたいと考えています。

児童相談所勤務弁護士 Q & A

Q 仕事の内容は？

A 親権停止や児童福祉法28条などの裁判手続の代理や支援、児童福祉や少年非行などを中心とした日々の業務に関する法律相談、所内等の研修などが考えられます。

Q 必要な能力は？

A 児童福祉法のうち要保護児童等に関わる部分、民法の親族法、家事事件手続法などを中心に、子どもや家族に関わる幅広い法律知識が期待されます。また、児童相談所や関係機関の実務について基礎知識があることが望ましいでしょう。また、事案によっては、少年司法に関するアドバイスを求められることもあるでしょう。

しかし、何よりも、子どもに関する人権感覚や、様々な専門職・援助職と円滑なコミュニケーションをはかる能力などが大切です。

Q 任期は？

A 任期付公務員の場合、最長で5年ですが、実際には3年程度の任期を定めることが多く、更新されることも多いようです。

Q 待遇は？

A 児童相談所は都道府県や市が設置するものですから、自治体によって様々です。募集要項で給与以外の諸条件にも注意しましょう。

Q 退任後に受け入れてくれる事務所はあるのでしょうか？

A 日弁連では、任期を終了した弁護士を受け入れる自治体内弁護士等任用支援事務所制度を進めており、2019年1月現在、全国で21の法律事務所が、登録をしています。詳しくは、日弁連のホームページから「自治体内弁護士等任用支援事務所」で検索してください。

任期付公務員を退任した後の進路については、元の事務所に戻るケース、自治体の地元で開業するケース、他の自治体の任期付公務員として採用されるケースなど様々で、なかには、常勤公務員としてその自治体に残る道を選ぶ弁護士もいます。日弁連では、それぞれの弁護士の希望と条件に見合った進路が実現するよう相談、支援をしています。

応募方法

勤務形態や募集条件は、各自治体により異なり、公募方式や、各地の弁護士会への推薦依頼等による方式等があります。日弁連において把握した常勤・非常勤弁護士の採用情報については、随時日弁連ホームページの会員専用ページでお知らせするほか、日弁連メールマガジンや日弁連 Facebook でも広報していますので、ご参照ください。

主な研修教材 (eラーニング・参考図書)

日弁連では、児童相談所での執務に役立つ研修教材として以下のものを用意していますので、ご活用ください。このほか、独自の研修を行っている弁護士会もありますので、所属弁護士会にお問い合わせください。

■ eラーニング (日弁連会員専用ページ内「総合研修サイト」で配信中)

- ◆ 児童虐待問題に対する法的対応の実務
 - ◆ 児童虐待問題に対する法的対応の実務 (アドバンス)
 - ◆ DV 虐待にさらされる経験が子どもに与える影響
 - ◆ 発達障害・児童虐待・試験観察～子どもの理解と支援～
 - ◆ 虐待から子どもを守るために～児童相談所を支援する弁護士の基礎知識～
- その他、子どもの手続代理人に関する研修講座も、どうぞご活用ください。

■ 参考図書

- ◆ 子どもの虐待防止・法的実務マニュアル (第6版)
日本弁護士連合会子どもの権利委員会編 明石書店刊
- ◆ 子どもの権利ガイドブック (第2版)
日本弁護士連合会子どもの権利委員会編 明石書店刊

発行 日本弁護士連合会 <https://www.nichibenren.or.jp/>

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL: 03-3580-9841 (代) FAX: 03-3580-2866

(2019年1月発行 第2版)